ＩＣＴ技術を活用した子育て・高齢者支援街づくり事業再公募要領
（テレワーク普及促進のための補助金制度）

１　事業の目的

ＩＣＴの利活用により、子育て・介護支援施設や病院等の施設にテレワーク設備（サテライトオフィス、コワーキングスペーズ等）を整備するのに必要な資金について、必要な補助措置を講ずることにより、子育て世帯や高齢者・障害者等の社会参加を促し地域の活性化に資することを目的とします。

２　対象者

都道府県、市町村（一部事務組合又は広域連合を含む)、民間企業・団体（地方公共団体と共同若しくは地方公共団体から推薦がある場合に限る。）

３　対象施設

子育て関連施設（児童センター、幼稚園、保育園、その他子育て関連施設)、介護関連施設（デイケア、障害者関連施設)、病院などを含む施設及びその近隣する施設。新設での関連施設も対象とします。

４　補助金額

９百万円まで

５　本事業の総予算額

５千４百万円

６　対象設備等

事務机、椅子、エアコン、印刷機、パーテーション、電話用遮音スペース、鍵のかかる一時利用ロッカー、無線 LAN 等の通信機器、管理用パソコン（セキュリティソフト等管理に必要なソフトも含む）１台、会議用プロジェクター、入退出管理装置、屋内改修費、電話工事費、設置工事費、その他必要と認められた経費。（テレワークスペースに通信環境は必須。）

なお、以下の費用は対象外です。

- ✓　コンサルティング等の人件費
- ✓　屋外の改修費
- ✓　サーバー
- ✓　機器のリース、レンタル費
- ✓　消耗品費（導入時付属の消耗品は可）
- ✓　通信費等のランニングコスト
- ✓　応接用ソファー
- ✓　個別企業のＰＲ用看板など
- ✓　既存施設の撤去費用
- ✓　消費税（地方公共団体を除く。）

７　募集開始時期
平成 29 年８月７日（月）～平成 29 年 10 月 31 日（火）
ただし、予算額に到達しだい終了

８　事業終了時期
平成 30 年２月 16 日（金）

９　実績報告書の提出、額の決定

10　募集受付等
(1)　応募方法：「様式第１　子育て・高齢者支援街づくり事業テレワーク補助金交付申請書」（「９　申請書類」からダウンロードしてください）に記載の上下記送付先に郵送または持参してください。
(2)　応募締切：平成 29 年 10 月 31 日（火）午後５時（郵送の場合は同日付け必着）
なお、応募期間中であっても応募されたものから順に審査を行い、交付決定が予算額に到達次第、応募期間は終了とします。
(3)　送付先：〒101-0062　東京都千代田区神田駿河台 1-8-11　東京 YWCA 会館３階
一般社団法人日本テレワーク協会　　担当者：今泉
TEL　03-5577-4572
Mail　hojokin@japan-telework.or.jp
URL　http://www.japan-telework.or.jp/（バナー広告で補助金専用サイトに遷移）
なお、提案者が提出した提案書類の返却はしません。

11　申請書類
ここからダウンロードしてください
http://www.japan-telework.or.jp/oshirase/127.html

12　採択候補先の選定等
(1)　選定方法
形式的要件を満たしているか否かの書類審査を実施。その後、原則として外部有識者からの意見を聴取し、その結果に基づき採択候補先を選定します。評価は提案書類の審査により行いますが、必要に応じてヒアリングを実施することがあります。ヒアリングの実施については、書類審査通過者に対し協会より別途通知します。なお、評価に際し、提案者に対して追加資料の提出等を求める場合もあります。
(2)　選定のポイント
採択候補先の選定に当たっては、主にテレワークスペース想定利用者、テレワークスペースの想定利用シーン、テレワークスペースの想定利用延べ人数、テレワークスペー

スの運営計画、テレワークスペースの広報計画等から総合的に評価を行います。なお、挙げた項目以外の要素を追加した提案を行うことを妨げません。

(3)　採択候補先選定後の流れ

採択候補先を選定した後、採択候補先に対し、実施計画の最終調整や補助対象に含まれる経費の見直し等の依頼をした上で、交付規程様式１交付申請書の提出を求めます。交付申請書の提出後、申請内容の不備の有無や遂行に当たっての支障がないか等を確認した上で、協会において最終的な交付決定を行います。ただし、交付決定に当たっては、必要に応じて条件を付すことがあります。また、提案内容については、上記の過程において、必要に応じて、協会と採択候補先との間で調整の上、修正等を行うことがあります。

(4)　補助金の支払

補助金は、交付決定に係る申請書に定められた使途以外への使用は認めません。また、補助金は、原則として事業終了後速やかに実績報告書の提出を受け、経費の支出状況や事業の実施状況の確認を経て補助金額を確定した後に、精算払いにより支払います。

13　スケジュール

概ね以下のスケジュールを想定しています。ただし、諸事情により変更することがあり得ます。

- ✓　平成 29 年 10 月まで：申込み順に審査
- ✓　平成 29 年７月以降：逐次交付決定（予算額に達した時点で募集終了）
- ✓　平成 30 年２月 16 日：事業終了
- ✓　平成 30 年２月：実績報告書の提出、額の確定
- ✓　平成 30 年３月：支払い